

# 2022（令和4）年度 佐賀支部事業実施状況について

全国健康保険協会佐賀支部

---

# 1. 基盤的保險者機能關係

## 1. 基盤的保険者機能関係（業務グループ）

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
② サービス水準の向上			
<ul style="list-style-type: none"> <li>現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</li> <li>加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、定期的に勉強会や職場討議を実施し、知識向上を図ったうえで、加入者からの相談・照会に的確に対応する。</li> <li>お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービススタンダードについて、コロナによる傷病手当金が大幅に増加（前年度対比1.5倍）したが、業務量に応じた業務処理体制を築くことにより100%を達成した。</li> <li>電話対応する職員のスキル向上のため、毎月、勉強会と職場討議を実施し、電話で完結できるよう丁寧な説明に心がけた。</li> <li>電話対応について、オープニング・クロージングの挨拶の実施率向上を図るために、取組強化月間を設定し、意識付けの強化と実行の徹底を図り、お客様満足度の向上に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①サービススタンダードの達成状況を100%とする</li> <li>②現金給付等の申請に係る郵送化率を95.5%以上とする</li> </ul>	<p><b>サービススタンダード</b> ◎100%【3月末】 (前年度3月末：100%)</p> <p><b>郵送化率</b> ●90.6%【3月末】 (前年度3月末：90.7%)</p>
③ 限度額適用認定証の利用促進			
<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。</li> <li>医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン資格確認のシステム導入医療機関が増えてきていることもあり、限度額適用認定証の発行件数は減少傾向にある。導入していない医療機関に対しては、制度説明付きの申請書の設置依頼を積極的に行った。</li> </ul>	(設定なし)	—
④ 現金給付の適正化の推進			
<ul style="list-style-type: none"> <li>標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。</li> <li>傷病手当金と障害年金等との併給調整について、適正に実施し、現金給付の適正化を推進する。</li> <li>不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、支部の保険給付適正化PTを効果的に活用し、事業主への立入検査を積極的に行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手順書に基づく審査・確認の徹底を図り、定期的な勉強会・職場討議を実施するなど、正確性・迅速性の強化に努めている。</li> <li>傷病手当金と障害年金等や労災の休業補償給付との併給調整について、進捗管理を徹底し、調整漏れのないよう適正給付に努めている。</li> <li>給付支給後の事後調査で、遡及して標準報酬月額が改定されたことにより、傷病手当金の更正決定を行った事案について、内容の精査・確認を実施し、保険給付適正化プロジェクトで議論を行った（3件：適正）</li> </ul>	(設定なし)	—

## 1. 基盤的保険者機能関係（業務グループ）

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
⑥ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）および長期施術の申請や同様の傾向が強い施術所について、加入者に対する文書照会を強化する。なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。</li> <li>・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査手順の標準化を推進する。</li> <li>・厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請書を重点的に審査し、加入者に対する文書照会および施術所あてに申請書を返戻して確認を行うなど適正化に取り組んだ。</li> <li>・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、同意書の確認を徹底し、不備等があれば返戻するなど適正化に取り組んだ。</li> <li>・厚生局からの依頼に基づいた患者照会を実施した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上施術の申請の割合について対前年度（1.03%）以下とする</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>申請の割合</b></p> <p style="text-align: center;">◎0.98%【3月末】 （前年度3月末：1.03%）</p>
⑧ 被扶養者資格の再確認の徹底			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。</li> <li>・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。</li> <li>・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーを活用し、被扶養者状況リストの「確認区分」に同居等の情報が記載されたものを送付した。別居の被扶養者に対しては、仕送り等収入要件の確認を実施。被扶養者の解除人数：674人</li> <li>・未提出事業所に対して、電話による提出勧奨を833件実施。結果としてKPI目標94.5%に対し、提出率95.1%と目標を達成した。</li> <li>・未送達事業所8件について、所在地調査により8件すべて送達完了。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.5%以上とする</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>提出率</b></p> <p style="text-align: center;">◎95.1%【3月末】 （前年度3月末：95.3%）</p>

## 1. 基盤的保険者機能関係（業務グループ）

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
⑨ オンライン資格確認の円滑な実施			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。</li> <li>・国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会において、事業主あてマイナンバーが未収録となっている者のマイナンバー照会を実施しており、令和4年3月末時点のマイナンバー収録率は98.9%となっている。医療機関および加入者からの問い合わせの際に、マイナンバー収録の確認を行い、未収録者に対しては「マイナンバー新規登録申出書」を送付し、確実な収録に努めた。</li> <li>・保険料の納入告知書へのチラシ同封やメールマガジンへの記事掲載などにより、事業主・加入者へマイナンバーカードの健康保険証としての利用に係る広報を行った。</li> </ul>	(設定なし)	—
⑩ 業務改革の推進			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。</li> <li>・業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着を図り、生産性の向上を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月定期的に業務マニュアルの振り返りを行った。また担当グループ内で法令解釈等の勉強会を定期的実施するなど、情報共有を図り、統一的な事務処理の徹底を行った。</li> <li>・状況に応じて柔軟な事務処理体制を組み、多能化を図りながら生産性の向上を進めた。</li> </ul>	(設定なし)	—

## 1. 基盤的保険者機能関係（レセプトグループ）

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
⑤ 効果的なレセプト点検の推進			
<ul style="list-style-type: none"> <li>レセプト内容点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。</li> <li>資格点検による無資格受診等の資格エラーについて医療機関照会を漏れなく行い、レセプトの返戻または医療費の返還請求を確実に実施する。</li> <li>外傷点検後の「負傷原因」の照会及び「第三者行為による傷病届」の提出勧奨を行うことにより、加害者・損害保険会社に対する損害賠償金請求や労働災害による返還請求を確実に実施する。</li> </ul>	<p>○進捗会議を毎月開催し、データ分析結果に基づく課題への対応等、行動計画の進捗管理を実施。</p> <p>＜内容点検＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高点数レセプトを優先した点検を実施。</li> <li>毎月、点検員との面談により、効果的な点検手法の検討を実施（面談指導）。</li> <li>審査医師の助言による勉強会を実施（スキルアップ）。</li> </ul> <p>＜資格点検＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格エラーによる確実な手続き（レセプト過誤返戻及び返納金債権調定）の実施。</li> </ul> <p>＜外傷点検＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「負傷原因」の照会、「第三者行為による傷病届」の提出催告を定期的実施。特に「傷病届」については、通常の催告に合わせて弁護士名催告を行い、損害賠償請求等を実施。</li> </ul>	<p>①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度（0.242%）以上とする （※）査定率=レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽ佐賀支部の医療費総額</p> <p>②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度（7,656円）以上とする</p>	<p style="text-align: center;"><b>査定率</b></p> <p style="text-align: center;">● <u>0.216%</u>【3月末】 （前年度3月末：0.242%）</p> <p style="text-align: center;"><b>1件当たりの査定額</b></p> <p style="text-align: center;">● <u>5,039円</u>【3月末】 （前年度3月末：7,656円）</p>
⑦ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進			
<ul style="list-style-type: none"> <li>日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</li> <li>協会けんぽ任意継続の未納喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する文書催告および電話催告を行うことを徹底する。</li> <li>未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。</li> <li>発生した債権については、文書・電話催告等による早期回収に取り組むとともに、弁護士を活用した文書催告、保険者間調整及び費用対効果を踏まえた法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率向上を図る。</li> </ul>	<p>＜被保険者証回収業務＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一次催告、二次催告を確実に行うとともに、回収不能届により電話番号が判明した者に対し、電話による証返納催告を実施。</li> <li>回収不能届への電話番号記載率の向上に向け、日本年金機構へ周知徹底について、協力依頼を実施。</li> <li>未返納の多い事業所に対し、文書による資格喪失届への保険証添付依頼を実施。</li> </ul> <p>＜債権管理・回収業務＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>返納金債権等を確実に回収するため、「債権管理回収業務の重点施策」に基づき、早期の請求、催告等を実施。</li> <li>納付がないものに対しては、弁護士名を活用した文書催告、保険者間調整の利用勧奨や法的手続き等を実施</li> </ul>	<p>①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度（86.87%）以上とする</p> <p>②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度（66.43%）以上とする</p>	<p style="text-align: center;"><b>保険証回収率</b></p> <p style="text-align: center;">◎ <u>90.24%</u>【3月末】 （前年度3月末：86.87%）</p> <p style="text-align: center;"><b>返納金債権回収率</b></p> <p style="text-align: center;">◎ <u>70.55%</u>【3月末】 （前年度3月末：66.43%）</p>

## 2. 戰略的保險者機能關係

## 2. 戦略的保険者機能関係（保健グループ）

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
<p>① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施            &lt; I、II、III &gt;            上位目標：人工透析の新規導入者の割合を平成28年度（14.9%）から減少させる。</p>			
(1) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上			
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：114,880人）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防健診 実施率 67.1%（実施見込者数：77,084人）</li> <li>・事業者健診データ 取得率 10.0%（取得見込者数：11,488人）</li> </ul> </li> <li>■ 被扶養者（実施対象者数：31,392人）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査 実施率 30.0%（実施見込者数：9,418人）</li> </ul> </li> <li>・主な重点施策「健診事業」</li> <li>○被保険者               <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診推進経費を最大限に活用した生活習慣病予防健診の受診勧奨</li> <li>・外部委託による事業者健診結果データ取得の取り組み強化</li> <li>・新規適用事業所、任意継続被保険者等への受診勧奨</li> <li>・閑散期集団健診（唐津地区）の実施</li> </ul> </li> <li>○被扶養者               <ul style="list-style-type: none"> <li>・支部主催の集団健診の実施（11月～2月）                   <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒健診当日保健指導の実施</li> <li>⇒専門フリーダイヤルによる予約</li> <li>⇒豊富なオプション検査（無料、有料）</li> </ul> </li> <li>・特定健診未受診者への受診勧奨（A機関（無料）案内の強化）</li> <li>・市町と協力した特定健診強化にかかる集団健診の実施案内</li> <li>・職場健診を受けた被扶養者（唐津地区）の健診データ取得事業</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規適用事業所、任意継続被保険者等への受診勧奨 → 6月、9月、12月に差分を抽出し送付</li> <li>○唐津地区の健診受診率の向上を図る               <ul style="list-style-type: none"> <li>・唐津市を訪問（市民病院へのアプローチ）→市民病院は設備、マンパワーの面で難しい</li> <li>・唐津市役所および唐津東松浦医師会を訪問→がん検診同日実施承諾（2月実施）</li> </ul> </li> <li>○生活習慣病予防健診実施機関の拡大 →佐賀県内での健診実施予定のある、検診車保有の他県健診機関について新規契約締結にかかる案内実施</li> <li>○生活習慣病予防健診実施機関による事業所への勧奨について、受託機関との契約更新→6健診機関と契約中。文書や電話等により7,405件の事業所への勧奨につながった。</li> <li>○外部委託による事業者健診結果データ取得の取り組み強化 →外部委託の調達を進めると共に、同意書提出事業所にかかるデータについて健診機関へ早期のデータ提供勧奨を実施</li> <li>○市町と協力した特定健診強化にかかる集団健診の案内 →2,264人の受診につながった。</li> <li>○支部主催の集団健診の実施及び無料健診機関の案内 →企画競争にて実施機関を選定し、「健診当日の特定保健指導の実施」「専用フリーダイヤルおよびWebによる予約」「県外居住者への勧奨」を新たに実現し、1,093人の受診につながった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生活習慣病予防健診率を67.1%以上とする。</li> <li>②事業者健診データ取得率を10.0%以上とする。</li> <li>③被扶養者の特定健診受診率を30.0%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>生活習慣病予防健診受診率</b> ● <u>63.8%</u>【3月末】 （前年度3月末：59.0%）</li> <li><b>事業者健診データ取得率</b> ● <u>9.4%</u>【3月末】 （前年度3月末：8.4%）</li> <li><b>被扶養者の特定健診受診率</b> ● <u>24.5%</u>【3月末】 （前年度3月末：23.4%）</li> </ul>

## 2. 戦略的保険者機能関係（保健グループ）

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
(2)特定保健指導の実施率の向上			
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 被保険者（特定保健指導対象者数：18,157人）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導 実施率 31.6%（実施見込者数：5,740人）</li> </ul> </li> <li>■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：885人）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導 実施率 10.1%（実施見込者数：89人）</li> </ul> </li> <li>・ 主な重点施策「保健指導事業」</li> <li>○被保険者               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICTを活用した特定保健指導専門機関への外部委託の推進</li> <li>・ 健診当日に初回面談が実施できる委託機関の拡大</li> <li>・ 特定保健指導対象者減少を目的とした健診前通知</li> <li>・ 外部委託先との合同研修（好事例の共有）、意見交換会の実施</li> <li>・ 保健指導推進経費を最大限に活用した特定保健指導実施率の向上</li> </ul> </li> <li>○被扶養者               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支部主催の集団健診における健診当日保健指導の強化</li> </ul> </li> </ul>	<p>○ICTを活用した特定保健指導専門機関への外部委託の推進 →2,306人へ特定保健指導案内を実施し、596件の実施につながった。</p> <p>○外部委託先との合同研修、意見交換会の実施による保健師等のスキルアップ →県外で特定保健指導の実績をあげている委託機関から講師を招き、委託機関17機関に対し、研修および意見交換を行った。</p> <p>○支部主催の集団健診について、委託機関と共同して当日保健指導の強化を行い、144人の特定保健指導実施につなげた（前年度+53人）</p>	<p>①被保険者の特定保健指導の実施率を31.6%以上とする</p> <p>②被扶養者の特定保健指導の実施率を10.1%以上とする</p>	<p><b>特定保健指導実施率（被保険者）</b></p> <p>● <u>24.6%</u>【3月末】 （前年度3月末：16.7%）</p> <p><b>特定保健指導実施率（被扶養者）</b></p> <p>● <u>9.8%</u>【3月末】 （前年度3月末：7.4%）</p>
(3)重症化予防対策の推進			
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数3,000人</li> <li>・ 外部委託による一次及び二次勧奨対象者への電話勧奨の強化</li> <li>・ 複数年放置者への保健師による受診勧奨の強化（電話、訪問）</li> <li>・ 早期かつ適切な受診につなげるため、健診機関による未受診者への受診勧奨を促進する。</li> <li>・ 従業員への受診勧奨促進のため、文書による事業主への受診勧奨協力依頼を実施する。</li> <li>○糖尿病性腎症重症化予防事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、主治医と連携した取り組みを実施する。</li> </ul> </li> </ul>	<p>【未治療者への受診勧奨】</p> <p>○専門機関への勧奨業務委託を実施。令和4年度中で2,697件の文書勧奨および1,969件の電話勧奨を実施。</p> <p>○事業主の健康意識の醸成及び従業員への受診勧奨促進のためのチラシを作成し、R5年度の生活習慣病予防健診の案内と一緒に全事業所に送付した。</p> <p>【糖尿病性腎症重症化予防】</p> <p>○佐賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、主治医と連携した取り組みを実施する。 →R3年度健診データから、糖尿病性腎症疑い272人に重症化プログラム参加を勧奨。3名参加あり。</p>	<p>・ 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.4%以上とする。</p>	<p><b>受診した者の割合</b></p> <p>◎ <u>13.8%</u>（全国第2位） 【令和3年4月～令和4年3月健診分】 （前年同時期：10.7%）</p>

## 2. 戦略的保険者機能関係（企画総務グループ・保健グループ）

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
(4)コロナヘルスの推進			
<p>○健康宣言事業所をベースとした保健事業の活性化 （数の拡大と質の向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康宣言事業所をトップランナーとして、佐賀支部全体の保健事業の活性化を実現し、保健事業に関するKPI達成を実現する。</li> <li>そのためにも、健康宣言事業所ではない大規模事業所や既に健康宣言を実施している事業所の関連会社やグループ企業等についても、健康宣言事業へのエントリーをしてもらうため、支部から積極的にアプローチを行う（数の拡大）とともに、宣言事業所への優良認定に向けたフォローを実施する（質の向上）。</li> <li>業界団体への協力依頼を契機とした健康づくりをはじめとする周知広報の連携を継続する。</li> <li>健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何をを行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容等の標準化を図る。</li> <li>企画総務部内の「データヘルス計画推進会議」において、月次におけるPDCAサイクルを実現する。</li> </ul> <p>○契約保健師、管理栄養士による健康宣言後のフォロー体制等の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定保健指導の外部委託推進により、特定保健指導から健康宣言事業へのシフトを実現する。</li> <li>併せて、契約保健師、管理栄養士のスキルアップも実現する。</li> </ul>	<p>（数の拡大）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未宣言事業所に対して文書によるエントリー勧奨を実施した。（合計4,200事業所）（8月,12月,2月）</li> <li>全職員参加の支部医療費適正化プロジェクトにおいて、文書勧奨後にエントリーがない事業所に対する電話・訪問勧奨を実施した。（374事業所へアプローチ）（8～3月）</li> <li>健康経営のメリット等を直接事業主様に説明する機会を得るため、業界団体主催の研修会等に積極的に参加した。</li> </ul> <p>（質の向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶がばい健康企業宣言2022優良企業数 284社</li> <li>前年度比120社増（前年度164社）</li> <li>佐賀県が実施する「佐賀さいこう表彰（健康経営部門）」に優良認定企業から3社推薦し、内2社が取組を評価され表彰を受けた。</li> <li>優良認定を受けている事業所の取り組みを紹介したパンフレットを作成し、宣言事業所に送付することで好事例の横展開を図った。</li> <li>経済産業省が実施する「健康経営優良法人2023」において、大規模法人部門5社、中小規模法人部門64社（うちブライト500には2社）が認定された。</li> <li>特定保健指導の外部委託を活用することで、保健師等の健康宣言事業への参加を推進。標準モデルへの移行に伴い、事業所ごとの個別目標設定について保健師等が事業所へ訪問する仕組みを確立した。また、優良企業として認定できなかった166事業所に対し、保健師等を派遣し改善に向けたフォローを実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康宣言事業所数を710事業所以上とする</li> </ul>	<p><b>健康宣言事業所数</b></p> <p>◎712事業所【3月末】 （前年度3月末：606事業所）</p>

## 2. 戦略的保険者機能関係（企画総務グループ）

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進< I、II、III >			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、広報計画を策定するとともに、本部で作成した広報資材も活用しつつ、引き続き、地域の実情や時節柄等に応じた広報を実施する。</li> <li>・加入者・事業主等に対し、全国一高い保険料率という佐賀支部の現状を踏まえた医療費適正化への取組や健康づくりを広報テーマとし、様々な媒体（新聞・テレビ・WEB等）により幅広く情報発信することによって、生活習慣の改善や受診行動変容への動機づけを行う。</li> <li>・ナッジ理論（きっかけを提供し、それとなく良い方向へ行動を促す手法）等を活用した広報を実施し、インセンティブ制度の周知や出生を契機とした効果的な禁煙啓発を行う。</li> <li>・健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報誌等を通じた疾病予防や健康づくりのための情報提供を実施するとともに、引き続き、健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度に制作した「健診」「健康経営」「インセンティブ制度」をテーマにした動画を、様々な広報媒体（WEB広告や佐賀新聞Fit ECRU、県内各地のデジタルサイネージ等）を組み合わせたメディアミックスによる広報を実施することで、佐賀支部の保険料率および医療費が全国一高いことの周知、健診受診をはじめとした行動変容を促進した。（8～3月）</li> <li>・本部で作成した制度周知用冊子「協会けんぽGUIDE BOOK」を健康保険委員へ送付し、加入者の理解促進を図った（5月）</li> <li>・年金機構との合同研修会において、佐賀県健康福祉政策課と連携し、禁煙をはじめとする健康づくりに関する啓発を行った。（11月）</li> <li>・ナッジ理論を活用した送付書や封筒を作成のうえ、健康保険委員の委嘱拡大に向けた勧奨文書を送付した。（合計8,000事業所）（10月,2月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を58.5%以上とする</li> </ul>	<p><b>健康保険委員委嘱割合</b></p> <p>◎61.1%【3月末】</p> <p>（前年度3月末：57.5%）</p>

## 2. 戦略的保険者機能関係（企画総務グループ）

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
③ ジェネリック医薬品の使用促進（Ⅱ、Ⅲ）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所ごとのジェネリック医薬品使用割合と支部平均との比較を事業所宛に情報提供し、ジェネリック医薬品希望シール貼付徹底の協力依頼を実施する。</li> <li>・医療機関・薬局ごとのジェネリック医薬品に関する自医療機関等の県内での立ち位置をグラフ等で見える化し、情報提供することにより、使用割合向上を図る。</li> <li>・令和3年度実施した広報の実施結果等を踏まえ、ジェネリック医薬品使用促進にかかる広報資材の改善、拡充を検討する。</li> <li>・参画する佐賀県後発医薬品使用検討協議会や関係団体に対し、ジェネリックカルテ等の活用や支部独自の取り組み等を積極的に発信する。</li> <li>・県や県薬剤師会等の関係団体と連携した取組を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所ごとのジェネリック医薬品使用割合と全国平均との比較を事業所宛に見える化ツールで情報提供し、併せてジェネリック医薬品希望シール貼付徹底の協力依頼を実施した。（1,782事業所・10月）</li> <li>・医療機関・薬局ごとのジェネリック医薬品に関する自医療機関等の県内での立ち位置見える化ツールで情報提供を実施した。（592機関・10月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐賀支部のジェネリック医薬品使用割合※を年度末時点で対前年度（82.8%）以上とする ※内科、DPC、調剤、歯科</li> </ul>	<p><b>ジェネリック医薬品使用割合</b> ◎83.8%【3月末】 (前年度3月末：82.8%)</p>
④ インセンティブ制度の着実な実施（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、令和4年度から着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納入告知書同封チラシやメールマガジンで、令和2年度実績と5つの評価指標等について周知。（4月）</li> <li>・保険料率改定広報にあわせ、関係団体の広報誌等に記事掲載。（2～3月）</li> </ul>	<p>（設定なし）</p>	<p>—</p>

## 2. 戦略的保険者機能関係（企画総務グループ）

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
⑤ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信〈Ⅱ、Ⅲ〉			
<p>(1) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和6年度からスタートする次期計画の策定に向けて、意見発信を行う。</li> </ul> <p>(2) 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</li> </ul> <p>(3) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域医療を守る観点から、医療データから時間外受診や休日受診に医療機関を受診した者のうち緊急性が低いと思われる者に対して不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、効果的な働きかけを直接行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部および西部の地域医療構想調整会議に企画総務部長が出席（10月,2月）。協会での医療費データの分析結果や県から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行った。</li> <li>・ 乳児の被扶養者が認定された被保険者宛に禁煙啓発リーフレット、適正受診にかかる周知文書等を送付した。（6月,9月,12月,3月）</li> <li>・ 外来で時間外・休日受診を行った者のうち、レセプトデータから緊急性が低いと思われる者に対して「上手な医療のかかり方」に関する情報提供を含めた軽減額通知を送付し、行動変容（平日の日中に受診）を促した。（2,300件・1月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</li> </ul>	<p>◎意見発信あり （前年度：意見発信なし）</p>

## 2. 戦略的保険者機能関係 (企画総務グループ)

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画 (具体的施策等)	主な取り組み	KPI目標値	KPI (速報値)
⑥ 調査研究の推進 (I、II、III)			
<p>(1) 医療費分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差の要因等について、分析を実施する。</li> </ul> <p>(2) 調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分析成果等を調査研究フォーラムや調査研究報告書の掲載等に積極的に応募し、支部が取組む調査研究について、内外に広く情報発信する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐賀支部の医療費等の動向 (令和2年度版) を作成した。また、支部においてエビデンスに基づく事業を実施するための基礎資料として評議会で報告した。</li> </ul> <p>【保険者努力重点支援プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料率上昇の抑制が期待できる事業の実施に向けて、医療・健診等データを用いた医療費格差等の要因分析を外部有識者の助言を得ながら実施し、本部と連携のうえ課題の抽出を行った。(9月～)</li> <li>・産業医科大学産業保健データサイエンスセンターと佐賀支部の医療費等にかかる共同研究契約を締結のうえ、保健事業の立案に向けた分析の方向性について適宜打ち合わせを実施した。(令和5年度末までに共同研究の成果物受領予定)</li> </ul>	(設定なし)	—

### 1. 基盤的保険者機能関係

事業計画 (具体的施策等)	主な取り組み	KPI目標値	KPI (速報値)
① 健全な財政運営			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</li> <li>・各種協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支部評議会において、令和5年度保険料率に関する論点について丁寧に評議員へ説明のうえ評議会意見を聴取し、本部へ評議会意見、支部長意見を提出した。(10月、1月、3月)</li> <li>・令和5年度都道府県単位保険料率に係る広報とあわせて協会が置かれている厳しい財政状況等を加入者・事業主にご理解いただくため、納入告知書同封チラシや新聞広告、関係団体 (商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等) の広報誌、フリーペーパー等を活用して情報発信を行った。</li> </ul>	(設定なし)	—

# 3. 組織・運営体制機能関係

### 3. 組織・運営体制関係（企画総務グループ）

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
I) 人事・組織に関する取組			
① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置			
・業務の効率化・簡素化の徹底を図り、標準人員に基づく適切な人員配置を行う。	・マニュアル、手順書に基づく業務の効率化、簡素化の徹底を図り、標準人員に基づく適切な人員配置を行った。	（設定なし）	—
② OJTを中心とした人材育成			
・OJTを中心としつつ、研修や自己啓発等を効果的に組み合わせること、職員のスキル向上を図り、組織基盤の底上げを行う。	・新規採用者（契約職員等）に対する協会職員として遵守すべき事項等について研修を実施。 ・コンプライアンス研修（5月）、セルフモチベーション研修（7月）、ハラスメント防止研修（8～9月）、メンタルヘルス研修（10～11月）、ビジネススキル研修（12月）、情報セキュリティ・個人情報保護研修（1～2月）を実施。	（設定なし）	—
③ インセンティブ制度、支部業績評価を意識した組織運営			
・他支部との比較を通じて佐賀支部の業績を向上させ、組織運営の推進を図る。	・インセンティブ指標であるジェネリック医薬品使用促進を目的に広報（納入告知書同封チラシ、メルマガ、社会保険さが）を行った。10月には、県内の医療機関、薬局に文書により使用促進の勧奨を実施。 ・支部医療費適正化プロジェクトとして「がばい健康企業宣言」事業所数の拡大を職員全員で推進することにより、健康宣言を通じた保健事業（健康診断・特定保健指導・重症化予防など）の業績向上に取り組んだ。	（設定なし）	—

## 3. 組織・運営体制関係（企画総務グループ）

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
Ⅱ）内部統制に関する取組			
① リスク管理			
<p>・職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症拡大への職員の健康対策として「手洗い」「咳エチケット」ポスター掲示、「非接触式電子体温計」の設置を行った。</p> <p>・安否確認システムによる非常時への模擬訓練（7月、1月）、防災訓練（3月）を実施。</p> <p>・事務処理誤りゼロ期間を設定（8月、10月、2月）のうえ、事務処理誤り発生防止策が確実に機能しているかを確認。</p>	（設定なし）	—
② コンプライアンスの徹底			
<p>・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。</p> <p>・ハラスメントに関する相談等について、職員が安心して相談できるよう、本部が設置した外部相談窓口の周知・浸透を図り、より働きやすい職場環境づくりに取り組む。</p>	<p>・イントラネット掲示板ティッカーにて「全国健康保険協会行動規範」を表示し、協会の理念やコンプライアンス基本方針のもと、行動規範の実践を図った。</p> <p>・コンプライアンス研修、ハラスメント防止研修を実施。</p> <p>・コンプライアンス委員会を開催し、支部コンプライアンス管理体制並びに自主点検結果の確認を実施。より高い意識の共有と個人ではなく組織で判断していく環境の構築を図った。</p>	（設定なし）	—

### 3. 組織・運営体制関係（企画総務グループ）

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
Ⅲ) その他の取組			
① 費用対効果を踏まえたコスト削減等			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。</li> <li>・入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</li> <li>・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。</li> <li>・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5件の入札を実施。公告期間設定への配慮や公告後に前年度参加業者への周知を行うことにより参加率の向上を図った。</li> <li>・調達審査委員会を適宜開催し、調達の妥当性について審査した。</li> <li>・少額随意契約の範囲内においても、可能な限り見積競争を実施し、調達における競争性・透明性を高めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。ただし、入札件数の見込み件数が4件以下の場合は、一者応札件数を1件以下とする</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>一者応札割合</b> ◎0%【3月末】 (前年度3月末：0%)</p>